

## I 趣旨

本規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以後 機構という）の給付型奨学金制度の理念を十分に踏まえ、本校における給付奨学生としてふさわしい者を選考し推薦するための規程である。

この奨学金制度は、高等学校における様々な学習活動等の成果を踏まえて生徒の学力・資質を評価し選考する方法により行うこととされているため、本校の教育目標を踏まえた推薦者選考基準を定める。

## II 推薦者の選考対象

機構の定める基準（下の枠内による）に該当する者から選考する。

○給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

- ①家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
  - ・ 児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
  - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
  - ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
  - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
  - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
  - ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

## III 選考基準

独立行政法人日本学生支援機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定める以下（1）から（4）の4項目の要件を踏まえ、これらの要件を最低の要件として本校の教育目標や実情を勘案した本校が定める基準の要件を満たす者を本校における選考の候補者とする。

その上でこの要件に照らして優れていると認められる者について、機構があらかじめ示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしい生徒を選し推薦する。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができる。

### 1 機構が示す基準（最低の要件）

#### （1）人物について

○学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

○学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び資質について

○下記のいずれかの要件を満たしていること。

①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(4) 家計について

○「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

2 本校が定める推薦基準

機構が示す基準を踏まえ、本校においては次のような基準とする。

(1) 人物

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康

①学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断等により、重要な疾病、異常が認められないこと。

②1学年・2学年の欠席の合計が10日以下であること。

③1学年・2学年の遅刻・早退の合計が20日以下であること。

※①から③のすべてに該当すること

(3) 学力及び資質

①1学年、2学年の評定平均が4.0以上であること。

②部活動、農業クラブ活動、家庭クラブ活動などの諸活動で県大会以上のコンクール・コンテスト・コンペティション・大会などで入賞するなどの実績があること。

③生徒会、学校農業クラブ、学校家庭クラブ役員を務めていること。

④部活動の部長等を努め、部活動の目的とする分野で顕著な成果の残していること。

⑤資格取得等で実績を残していること。

⑥高校における所属科の専門分野又は進学先における専門分野に係るボランティア活動や社会奉仕活動などに積極的に参加していること。

※①は必須とする。②から⑥のいずれかに該当すること

(4) 家計

進学することが経済的、家庭の状況的に非常に困難な状況にあると認められること。